



東京北を創業であふれるまちに

北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業

令和4年度 前期募集 4月1日受付開始！

はじめませんか コミュニティビジネス



コミュニティビジネスとは?!

子育て支援、高齢者福祉、まちづくりなど地域の課題をビジネスの手法を活用して解決する事業活動のこと。女性やシニアの活躍の場として注目されています。

区内の空き店舗などを活用したコミュニティビジネスに、開店日から
家賃を最大2年間補助！

(開店済の方は申請日から起算して2年間となります。)

補助内容

①家賃補助

1年目 店舗賃借料の1/2 月額上限5万円
2年目 店舗賃借料の1/2 月額上限3万円

②ハンズオン支援（個別相談）

2~3か月ごとに、事業の進捗状況についてのヒアリングをします。また、中小企業診断士などの専門家が事業者にピッタリ寄り添った経営支援を行います。

採択件数

1件（予定）

対象者

区内の空き店舗・空き家などを活用してコミュニティビジネスを行う起業家で、次の①②のいずれかに該当する方

- ①個人事業の開業届出書を提出して1年未満またはこれから提出しようとする個人
 - ②法人設立届出書を提出して1年未満の法人またはこれから提出しようとする個人
- ※今回は令和4年4月1日から9月末までに開店予定もしくは開店した方が対象です。
(4月1日以降に開店していれば申請時点で開店済でも対象となります。)

申込締切

令和4年6月15日（水） 午後5時まで（窓口申込）
※次回募集は10月ごろの予定です。

申込 問合せ先

北区産業振興課経営支援係
北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL: 03-5390-1237 FAX: 03-5390-1141



対象事業

コミュニティビジネスで、小売業・飲食業・サービス業など柱となる収入源があり、自立できる事業であること

※対象とならない事業

- ・倉庫事業
- ・社名または代表者変更による事業
- ・親に代わって、子その他当該親の親族が経営者となる事業
- ・仮設テントまたは仮設店舗で行う事業
- ・ナショナルチェーン、フランチャイズチェーン等の加盟店、支店、インターネット販売のみを行うもの等
- ・その他審査会で不適切と判断したもの

スケジュール

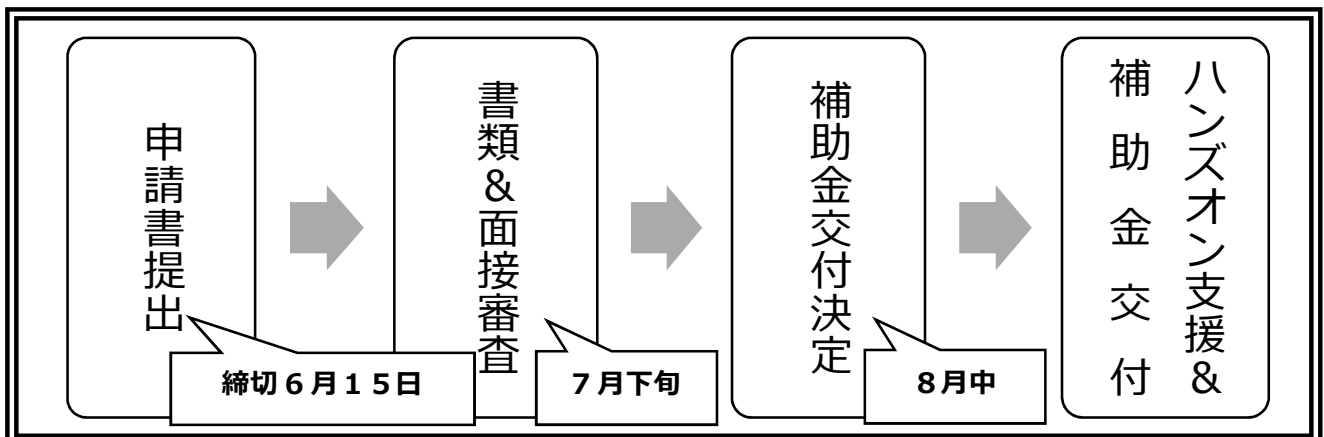
事前相談

申請前にネスト赤羽の相談員による相談（申請書作成支援）を受けてください。

※事前に申請者本人が申請書を記入したうえで相談を受けてください。

相談は事前予約制です。予約電話番号 03（3598）0571

5月31日（火）までに相談予約をしてください。



相談申込先

北区創業支援施設 ネスト赤羽

所在地：北区赤羽 1-59-9 TEL：03（3598）0571 受付時間 9:00～17:00 土日祝除く

申請書提出先・問合せ先

北区地域振興部 産業振興課経営支援係

所在地 北区王子 1-11-1 北とびあ 11 階

TEL：03（5390）1237 FAX：03（5390）1141

申請書類は北区公式ホームページからダウンロードできます。

「コミュニティビジネスチャレンジショップ」で検索してください。